

民法 (配点 60 点)

【問題】

80歳で一人暮らしのXは、アパートを所有して賃料収入を得ているが、病気がちで寝たきり生活が長いため、賃借人との契約締結等、アパートの管理業務は50歳の息子Aに任せていた。

一方、Aは、自身の行っていた事業が失敗し、数千万円の借金を抱えて金に困っていた。Aは、次の各【事例】記載の方法で、Yにアパートを代金2000万円で売却して登記も移転し、Yから代金を受領しそのまま行方をくらましてしまった。

各【事例】の場合に、XのYに対する所有権移転登記の抹消請求が認められるか、論じなさい。(各事例は独立である)

【事例1】

Aは、Xに無断で、Xの実印や印鑑証明書を用いて委任状を偽造し、これをYに示してアパートを売却することとした。

この際、Yから「念のためXに挨拶したい」と言われたことから、Aは「父は病気で寝たきりで、電話や面会は難しい。アパートのことは全て任されている。そのことは、賃借人に聞いてもらえればわかることだ」と答えた。

そこでYが、賃借人らに「アパートの賃貸借契約は誰としたか」と聞いたところ、みな「家賃は大家であるXの口座に振り込んでいるが、契約はAとした。賃貸借契約書の貸主欄も『X代理人A』となっている」と答えた。Yは、これらの回答が得られたことと、AがXの実印や印鑑証明書を持っていたことなどから、Aに代理権があると信じ、Aと売買契約を締結した。

【事例2】

Aは、Xに無断で、Xになりすまして、Yにアパートを売却することとした。

Aは、Yに「X」であると名乗り、売買契約書にもXの氏名を記載してXの実印を押捺するとともに、YにXの印鑑証明書を交付した。そのためYは、目の前にいる人物(A)がXであると誤解し、売買契約を締結した。なお、印鑑証明書にはXの生年月日が記載されているものの、Yはそのことにさほど留意しなかった。

【事例3】

Xは、アパートを売却することを決意し、Aに委任状を交付して売却を任せた。

Aは、この機会に代金を着服しようと考え、Xの代理人としてYとの間でアパートの売買契約を締結し、代金をYから受け取った。

Yは、契約の際、Aが事業に失敗して多額の借金を抱え、金に困っていたことを知っていた。

商 法 (配点 40 点)

設例を読み、以下の設問に解答しなさい。

【設例】

1. P株式会社（以下「P社」という。）は、医薬品の製造及び販売等を目的とする株式会社で、東証1部に上場し、資本金30億円、総資産の総額200億円、負債合計金額110億円の会社である。役員構成は代表取締役社長A、専務取締役B、常務取締役C、取締役D・E・F、常勤監査役G、社外監査役H・I（Hは弁護士でIは公認会計士で社外監査役として登記され、甲社との間で、定款で定められた（ア）責任限定契約を締結している）であり、取締役会設置・監査役会設置会社である。甲社の発行済株式総数は2,000万株で、P社は種類株式発行会社ではなく単元株制度を採用していない。
2. Q社は、P社の大株主で、P社株式の15%を5年前から保有している。Q社はP社と同じ医薬品の製造販売を営んでいてP社と実質的に競争関係にある会社である。
3. 平成26年度及び同27年度の2ヵ年にわたり、P社の業績をよく見せるため、P社代表取締役社長A、専務取締役B及び常務取締役Cは、粉飾決算を共謀し、有価証券報告書に虚偽記載をした事実が世間で噂話として喧伝された。
4. Q社として、粉飾決算の事態があるのかどうか、あれば適切な法的措置を講じる必要があると考えた。その法的措置の1つとして、平成28年6月27日開催のP社株主総会において、A、B及びCの解任決議を提案することを企図した。（イ）解任のための証拠を確保するため、また、賛同者を募るための委任状勧誘をして同決議の可決を目指した。なお、平成28年度は役員の改選時期にあたっていない。

【設問1】 (配点 30 点)

- (1) 下線（ア）の責任限定契約の趣旨について条文をあげて説明しなさい。
- (2) 下線（イ）の解任の根拠をなる会計書類の入手について、また、他の株主の賛同を得るための委任状を勧誘するために必要な情報の入手について、会社法はどのような株主の監督是正権を設けているか条文をあげて説明しなさい。
- (3) (2)の株主の監督是正権の行使の可否について述べなさい。

【設問2】 (配点 10 点)

Q社が、平成28年6月27日開催のP社株主総会におけるA、B及びCの取締役解任に向けて、どのような法的手続をしていくべきか、具体的に会社法上の条文をあげて解答しなさい。ただし、【設問1】(2)及び(3)の株主の監督是正権を除く。

民事訴訟法 (配点 40 点)

【問題 1】 (配点 15 点)

次の用語の意義を簡潔に述べ、具体例を挙げて説明しなさい。

- (1) 訴訟要件 (5 点)
- (2) 自白 (5 点)
- (3) 既判力の基準時 (5 点)

【問題 2】 (配点 25 点)

一部請求訴訟の判決確定後、残部請求は認められるか。